

平成30年10月1日内閣府(防災担当)

「平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及び これに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、 当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月 28日(金)閣議決定され、本日10月1日(月)公布・施行されましたので、お知らせい たします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(事業推進担当)付 武藤、松葉 03-5253-2111(代表、内線 51382·51383) 03-3593-2847(直通)

「平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害 及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

平成三十年北海道胆振東部地震による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令 等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)

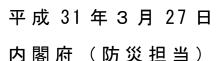
- ③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条) 農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業に ついて、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)
- ④公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条) 公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑤私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条) 私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助。
- ⑥市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条) 市町村の行う感染症予防事業(消毒等)の支弁について、都道府県が全額を負担し、国が その2/3を負担。
- ⑦母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(法第20条) 都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の貸付金の割合を引き上げ。
- ⑧小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
⑨中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)	************************************
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別	_{あ びらちょう} 安平 町
枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	_{ちょう} むかわ 町

3. スケジュール

9月28日(金) 閣議決定 10月 1日(月) 公布・施行





「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災 害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」 について

既に激甚災害に指定している東日本大震災及び平成30年北海道胆振東部地震による災害について、中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令が3月22日(金)に閣議決定され、本日(3月27日(水))公布・施行されました。

I 政令の概要

東日本大震災及び平成30年北海道胆振東部地震による災害で被害を受けた中小企業に対し講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条)について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成32年3月31日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要 被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん 補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

Ⅱ スケジュール

3月22日(金) 閣議決定

3月27日(水) 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(事業推進担当)付 武藤、松葉 03-5253-2111(代表、内線 51382·51383) 03-3593-2847(直通)

○平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百八十九号)

(抄) (第二条関係)

対女受力等に関する法律(人で「法でない」のであると思うです。となり、「大きなの表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定) というのでは (激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定) というのでは、	カ 次 こ る 表 っ の	のはなくになっているのではないできない。これでは、「はないではないではないできない。」とは、「はないではないできないではないできないできない。」とは、「はないではないではないではないできないではないできないできないできないできない。」というのではないではないではないではないではないできないできないできないできない。これではないではないではないではないではないではないではないできないではないではないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき
拘ぎという。	り指定する	り指定する。 指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとお助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として
(略) (略)	(略)	(略)
成三十二年三月三十一日とする。(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日(災害関係保証に係る期限の特例)	(新設)	



「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災 害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」 について

東日本大震災及び平成30年北海道胆振東部地震による災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令が3月 24日(火)に閣議決定され、本日(3月27日(金))公布・施行されました。

I 政令の概要

以下の災害における、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条)について、被 災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適 用期限を「令和2年3月31日」から「令和3年3月31日」に延長します。

- 東日本大震災
- 平成三十年北海道胆振東部地震による災害
- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要 被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん 補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

Ⅱ スケジュール

3月24日(火) 閣議決定 3月27日(金) 公布・施行

本件問合せ先

⟨平戊三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令○平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

成三十二年三月三十一日とする。(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日(災害関係保証に係る期限の特例)	和三年三月三十一日とする。(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、令は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二条(前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日(災害関係保証に係る期限の特例)
現行	改正案
(平成三十年政令第二百八十九号)(抄)	

政令第二百八十九号

平成三十年北 海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

に関する政令

内 閣 は、 激甚災害に 対処するための 特 別の 財政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五十号) 第二

条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第一 条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (以 下 法

という。)第二条第一 項の激甚災害として指定し、 当該激甚災害に対し適用すべき措置を同 表 の下 -欄に

掲げるとおり指定する。

一置並びに北海	第十九条、第	成三十年北海道胆振東部地震による災害 法第三条から	基 災 害 <u></u> 適
道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ	二十条及び第二十四条に規定する措	第六条まで、第十六条、第十七条、	用 す べき 措 置

町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条

に規定する措置

(災害関係保証に係る期限の特例)

第二条 前条の激甚災害につい ての法第十二条第一項の政令で定める日は、 激甚災害に対処するため O特別

 \mathcal{O} 財政援助等に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第四百三号) 第二十四条の規定にかかわらず、 令 和

三年三月三十一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(平成三一年三月二七日政令第六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年三月二七日政令第七一号)

この政令は、公布の日から施行する。